

2009年12月18日

内閣府 地方分権改革推進委員会

委員長 丹羽 宇一郎 様

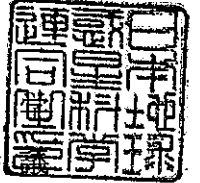
博物館法見直しの勧告に対する反対声明

一般社団法人日本地球惑星科学連合

一般社団法人日本地球惑星科学連合

会長 木村

学協会長会



- 団体会員加盟学協会 -

日本宇宙生物科学会

日本応用地質学会

日本温泉科学会

日本海洋学会

特定非営利活動法人日本火山学会

形の科学会

日本活断層学会

社団法人日本気象学会

日本鉱物科学会

日本国際地図学会

日本古生物学会

日本沙漠学会

資源地質学会

社団法人日本地震学会

日本情報地質学会

日本水文科学会

水文・水資源学会

生態工学会

生命の起原および進化学会

石油技術協会

社団法人日本雪氷学会

日本測地学会

大気化学研究会

日本堆積学会

日本第四紀学会

日本地学教育学会

地学団体研究会

日本地下水学会

日本地球化学会

地球電磁気・地球惑星圏学会

日本地形学連合

日本地質学会

日本地熱学会

地理科学学会

社団法人日本地理学会

日本地理教育学会

地理教育研究会

一般社団法人地理情報システム学会

社団法人東京地学協会

東北地理学会

土壌物理学会

日本粘土学会

日本農業気象学会

社団法人物理探査学会

日本陸水学会

陸水物理研究会

社団法人日本リモートセンシング学会

日本惑星科学会

地球惑星科学は、地球および惑星の成り立ち、その環境や生命の発展と仕組み、そしてそれらの相互関係を理解して、将来を予測する研究分野である。研究は、地球や他の天体の構成物質を集めて分析することから始まるが、集められた岩石鉱物や隕石、化石、海水、大気、生物体といった地球惑星の構成物質は、それぞれのカテゴリーに従って系統的に分類され、学術研究発展の証拠として蓄積・保存されて、将来の研究素材である人類の知的財産となっている。この中心的役割を果たしてきたのが博物館であり、さらに未来世代のために科学的財産を継承していくのも博物館である。博物館は、地球惑星科学のみならず、あらゆる自然科学の研究の根幹を支えているといつてよい。

長年にわたって収集された地球惑星物質にもとづく研究は、人間の知性を豊かにするとともに、つねに最先端の地球観・自然観を人類社会に提供してきた。博物館には、40億年にわたる地球環境変動史や地球生命史に関わる重要な情報を記録した、標本資料が保存されている。たとえば、1950年代の原水爆実験によって汚染される前の地球が、どのような大気組成であったのか、あるいはどのような海洋環境であったか、その手がかりはかつて収集・保存された博物館標本の中でしか辿ることができない。世界の科学先進国は、地球惑星科学を含む自然科学の研究の基礎を支える博物館を数多く維持し、さまざまなものを収集整理するとともに、それを調査・研究・整理する研究者集団を保持している。このような博物館を維持し続けることは、文明国の見識を示す文化レベルの指標であり、公的な最低限の義務である。

内閣府地方分権改革推進委員会は、平成21年10月7日付けで提出した第3次勧告において、博物館法第12条および第21条の廃止または条例への委任を勧告した。この勧告は、最近の博物館法改正の考え方および現在も継続している望ましい博物館のあり方の検討の方向とは、まったく整合しないものである。地方自治体の効率化のみを追求する近視眼的な議論と拙速な決定は、日本の将来に禍根を残すと考えられる。

今回、博物館法の改正に当たって議論されている登録博物館制度は、そもそも博物館を設置し、その活動を維持する上で必要な、物（資料）・人（組織・職員）・場（施設・設備）という博物館の構成要素が一定の水準以上にあることを公的に認知するための制度である。勧告は、博物館法第12条において、登録要件の審査基準に関して、年間開館日数に関する部分を除いて条文（第一号及至第三号）の廃止あるいは条例への委任を行うことが示されている。一方、館

長・学芸員等の配置を定めた博物館法第4条、申請に当たり博物館に用いる建物・土地に関する書面・図面、所蔵資料の目録、館長・学芸員の名簿等の提出を求める第11条など、登録博物館とするために必要な事項を示した条項は変更せずに維持されている。しかし、第12条において、これらの実体を確認する登録審査に関する具体的な要件が明示的でなくなることにともなって、将来、登録要件そのものがなし崩し的に空洞化・形骸化し、無意味なものになりかねない。さらに、審査項目やその基準が条例に委ねられることになれば、登録要件の審査において都道府県毎に基準や判断にばらつきが生じることになり、その結果として博物館の質に地域的不均衡がうまれることが危惧される。こうした事態は、国の政策として科学技術の更なる振興と初等教育から始まり生涯教育に至る教育の拡充を掲げながらも、その重要な役割を担う博物館について、博物館の質の担保を目的とする登録博物館制度の根底を危うくすることにつながっている。また、博物館法第21条の博物館協議会委員の資格に関する条文の一部について廃止あるいは条例に委任するとの勧告は、昨年(2016)年第169回通常国会において、博物館協議会に利用者(受益者)を代表する者の参画を積極的に進めるために改正した同条の意味を損ないかねない。

今回の勧告のうち、博物館法に関するものについては、以上のようないくつかの重大な問題がある。もちろん、いたずらに博物館設立に規制を強化することや博物館運営の自由度を圧迫することは望ましいことではない。我が国の博物館群を国際的な活動レベルに育て、科学技術の振興の基礎の向上に資することを主導できるような方向で検討することが望ましい。これを危うくする可能性をはらむ今回の法改正にはまったく賛同することができない。

以上、日本地球惑星科学連合として、博物館法の見直し勧告に反対する旨の声明を表明する。

[連絡先]

一般社団法人日本地球惑星科学連合 事務局

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル 4 階

Tel: 03-6914-2080 Fax: 03-6914-2088 Email: office@jpgu.org